

森林環境税を活用した取組について

- 森林の持つ公益的機能の発揮のためには、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要です。
- こうした取り組みは、森林所有者や林業関係者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、県民全体で行っていくことが重要です。
- こうしたことから県では、県民全体で健全な森林を守り育て、次の世代に引き継ぐため、平成24年4月から森林環境税を導入し、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」、「木材・木質バイオマスの利用促進」、「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策を掲げて、荒廃森林再生事業を中心とする様々な事業を展開しています。

I 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

① 荒廃森林再生事業
 荒廃した民有林の人工林を針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に誘導するための間伐を行います。間伐によって、森林内の樹木や低木、地表の植物の生育状況が良くなることで、水を蓄える、土砂崩れを防ぐといった森林の持つ機能が高まります。



② 里山再生事業
 長期間放置され、ヤブ化した里山林において、不用木や竹を除去することにより、明るく開放的な里山林に再生します。里山林の再生により、周辺地域の景観が改善され、林内の見通しが良くなり、野生動物が人々の生活域に侵入することを防ぎます。




③ 広葉樹の森づくり推進事業
 伐採後に森林の状態に回復していない林地に広葉樹を植栽します。植栽した広葉樹が成長することで、森林の持つ機能が高まります。



II 木材・木質バイオマスの利用促進

未利用材活用促進事業（④ 木材利用）
 脱炭素社会の実現に向け、林地内に残されている未利用材（伐採時に発生する末木枝条等）の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進します。



間伐の重要性

間伐

樹木の成長促進
下層植生の繁茂

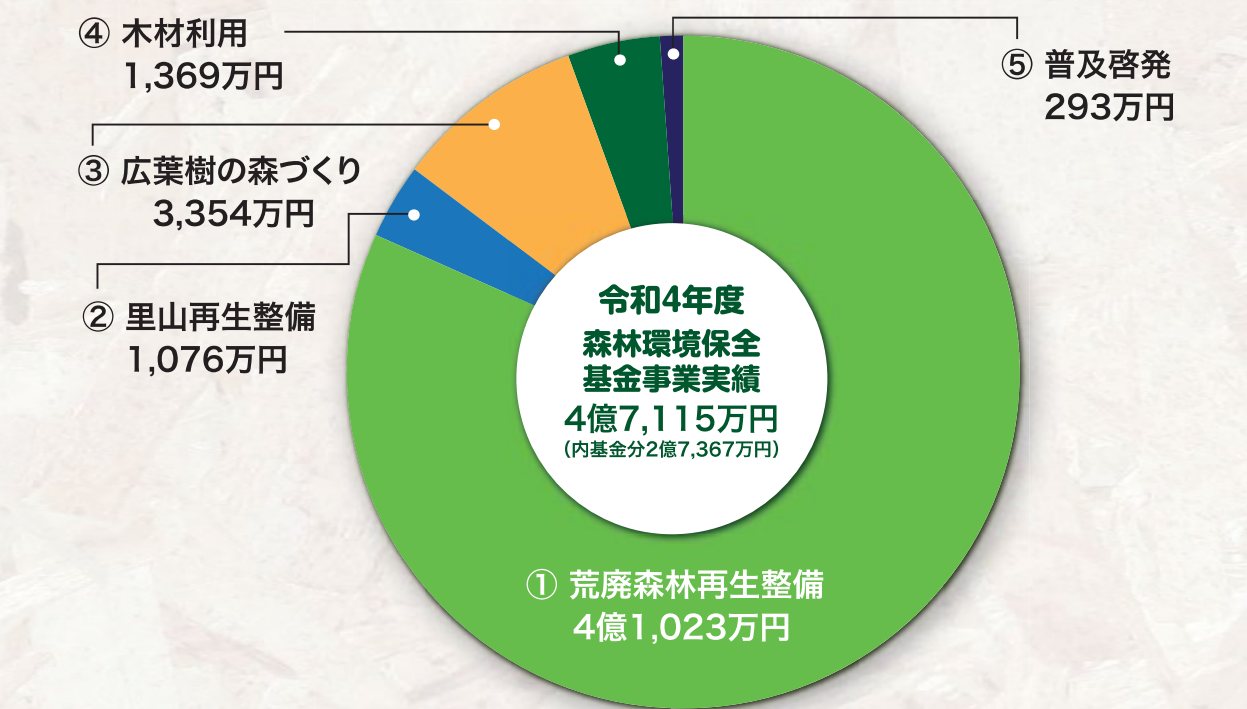
- 風雪害や病虫害に強い健全な森林に
- 森林吸収量の確保・強化
- 表土流出の防止
- 生物多様性の保全



間伐が遅れた人工林 (イメージ) 適切に管理された人工林 (イメージ)

あなたの山も整備できます

森林環境税を活用した事業（※）では、所有者の負担なく整備が行えます。「所有している森林をどうしたらいいのかわからない」というときなどは、お近くの県林務環境事務所にご相談ください。
 ※所有者・事業者・県の3者による協定の締結などが必要です。



III 社会全体で支える仕組み

県民参加の森林づくり推進事業（⑤ 普及啓発）
 森林整備現場見学会の開催や、情報誌を発行し、税がどのように利用されているか、県民の皆様への周知を図ります。

